

**「2027(令和9)年度～2029(令和11)年度 神戸市の介護保険のあらまし」
制作業務委託 公募実施要領(公募型プロポーザル)**

1. 案件名称

「2027(令和9)年度～2029(令和11)年度 神戸市の介護保険のあらまし」制作業務委託

2. 業務内容に関する事項

(1) 業務目的と概要

神戸市(以下、本市という。)の介護保険制度への理解および利用促進を目的に、市民、介護サービス利用者、家族、本市職員や本市で働く介護専門職等が理解を深め、制度利用や相談対応、研修等に活用できる冊子の制作(紙面制作・印刷・納品)を目的とする。

「神戸市の介護保険のあらまし」は介護保険制度開始の平成12年度以降、毎年度本市で発行をしている媒体であり、2027(令和9)年度より、第10期介護保険事業計画改定、第10期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画の策定にあわせ、内容の正確性を確保しつつ、市民にとってわかりやすく、職員及び専門職にとっても活用しやすい冊子となるような提案を求める。

(2) 業務内容(別紙仕様書記載のとおり)

・「神戸市の介護保険のあらまし」の3ヵ年分の紙面制作、音声コード原稿作成、印刷(切り欠き加工を含む)、製本および配送

・2027(令和9)年度版「神戸市の介護保険のあらまし(点字版)」の作成、製本及び配送

※点字版の作成は2027(令和9)年度版のみを対象とする。

(3) 事業規模(委託契約上限額)

上限額:16,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

(4) 契約期間(債務負担行為による複数年契約)

契約締結日:2026(令和8)年12月初旬頃～2029(令和11)年6月30日まで

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、複数年の委託契約を締結する。

契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万が一、応募書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

各年度における成果物の検査終了後に、受注者の請求に基づき支払うこととする。

ただし、2027(令和9)年度版の原稿制作に係る費用のうち、2026(令和8)年度中に実施した業務に係る費用については、受託者からの請求に基づき、2026(令和8)年度末に支払うことができるものとする。

(3)契約書案 別紙(頭書および委託契約約款)を参照のこと

(4)契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により、契約金額の100分の3以上の額とする。ただし、神戸市債または国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。

また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除とする。

(5)その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

・[神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱](#)

4. 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1)法人格を有する単独企業で、当該委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。
- (2)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3)経営状態が窮境にある者(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。)でないこと。
- (4)代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (5)令和8・9年度神戸市入札参加資格(工事請負または物品等)を有すること。
なお、当該資格が無い場合は以下の要件ア、イを満たすこと。
ア 直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体でないこと。
イ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。
- (6)参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7)宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当する団体でないこと。また、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (8)参加表明期限までに、所定の様式(様式第1号)にて参加意向表明書を提出していること。
- (9)本業務の目的に賛同し、これを推進しようとする意欲があること。本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。

5. 事業者選定のスケジュール

(1)公募開始	2026(令和8)年 9月 1日(火)15時から
(2)参加意向表明書の提出期限	2026(令和8)年 9月16日(水)17時必着
(3)質問受付期限	2026(令和8)年 9月24日(木)17時必着
(4)参加資格決定の通知の送付	2026(令和8)年 9月25日(金)17時までに
(5)質問に対する回答	2026(令和8)年 9月30日(水)
(6)企画提案書の提出期限	2026(令和8)年10月20日(火)17時必着
(7)書類選考および 委託事業者選定委員会参加の可否を通知	提案事業者が5者を超える時に実施する場合があります。その場合は選考を速やかに行い、10月28日(水)までに参加可否を通知する。
(8)委託事業者選定委員会(プレゼンテーション)	2026(令和8)年11月 2日(月)(予定)
(9)選定結果通知発送	2026(令和8)年11月10日(火)(予定)
(10)契約締結・事業開始	2026(令和8)年12月初旬頃(予定)
(11)事業完了	2029(令和 11)年6月30日 (予定)

6. 応募手続き等に関する事項

(1)参加申請手続き

ア 受付期間:2026年9月1日(火)から 2026 年9月16日(水)17 時まで

イ 提出書類

①「参加意向表明書兼参加資格確認書」【様式第1号】

②「会社概要書」【様式第2号】

③会社・団体概要のわかるホームページ、パンフレット等(PDF)

神戸市競争入札参加資格の登録がない場合は、以下の④⑤⑥の書類を提出すること。

④神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書【様式第4号】

⑤法人登記事項に関する「履歴事項全部証明書」(3か月以内に発行されたもの、写し可能)

⑥昨年度の国税に関し未納の税額がないことの証明書

(3か月以内に発行された「納税証明書その3の3」の写し。電子納税証明書 PDF でも可)

ウ 提出方法:E メールにより「9(2)問い合わせ及び書類の提出先」に提出すること。

Eメールの件名は「(法人名)神戸市の介護保険のあらまし制作業務 参加申請」とすること。

エ 参加資格決定通知

2026年9月25日(金)17時までに E メールにて送付予定。

オ 辞退について

・参加意向表明書提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに必ず
辞退届【様式第5号】を提出すること。

(2)質問受付および回答

ア 受付期間:2026年9月1日(火)から 2026 年9月24日(木)17 時まで

イ 提出方法:E メールにより「9(2)問い合わせ及び書類の提出先」に提出すること。

・メールの件名は「(法人名)神戸市の介護保険のあらまし制作業務に関する質問」とすること。

ウ 提出書類:「質問票」【様式第3号】

- エ 回答方法:質問者間の公平性を確保するために、原則すべての質問事項については、2026年9月30日(水)までに質問者全員に対し質問事項及び回答をEメールにて回答する。また、本市ホームページにて公開(ただし秘密情報に関する質問・回答を除く)する。
- その際、質問した事業者名は公表しない。なお、事実関係の確認など、回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。
- オ 本市の回答は、本実施要領および仕様書を補足する効力を持つ。

7.企画提案書の提出

- ア 受付期間:2026年9月1日(火)から2026年10月20日(火)17時まで
- イ 提出方法:下記に示す書類はすべてデータ化し、Eメールにより提出すること
- ・メールの件名は「(法人名)神戸市の介護保険のあらし制作業務 企画提案書」とすること。
 - ・電子データの総容量が5MBを超える場合は、大容量ファイル転送サービスなどを活用し送付すること。
- ウ 提出書類(各1部・様式は任意)
- ①企画提案書(提出内容の詳細は下記を参照のこと)
 - ②事業見積書の提出(各1部)
- 別添の仕様書内容を確認し、下記の年度ごとの見積額を明示すること。
- また、2027年度においては、点字版作成に係る見積額についても内訳として明示すること
- 1)2026年度、2)2027年度、3)2028年度、4)2029年度
- なお、2026年度分には、2027年度版に係る企画、構成、デザイン、原稿制作の他、2026年度中に実施予定の業務費を計上すること。
- エ 企画提案書の作成要領
- 企画提案書及び補足書類については、様式は任意とするが、以下の必須記載項目については必ず内容に含めること。なお、必須記載項目の他、本業務に関する追加提案については妨げない。
- 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
- ①本業務に対する考え方、実施方針
 - ②提案のセールスポイント
 - ③本業務の実施方法、手法等
- 業務の一部再委託を検討している場合には、その具体的内容(どの業務をどの事業者に、再委託するかなど)を記載すること。
- ※なお再委託については神戸市の書面による事前承諾が必要。
- ④本業務への具体的な提案内容(別紙の仕様書を参照のこと)
- 紙面構成案
 - 見本となるデザイン案
- 2026(令和8)年度版「神戸市の介護保険のあらし」13頁及び16頁に掲載する「要介護認定申請から要介護認定までの流れ」を参考に、見開き又は複数ページのデザイン案を提案すること。
- ⑤本業務にかかる実施体制・支援体制
- 受注した場合、本業務に対応できる社員数、社員の有する能力、役割分担等を明確に示す

こと。特にデザイン・制作に関わる社員の経験値について簡潔に示すこと。

⑥類似業務実績

⑦提案見積についての積算根拠(見積書に示していない詳細があれば記載のこと)

<書類の提出についての注意事項>

- ・必要書類を電子メールで提出した際には、必ず応募者の責任で到着確認の電話連絡を行うこと。
- ・容量オーバーやメール送受信のトラブル等でメールが届かなかった場合においても、提出期限後の提出は一切受け付けない。
- ・本市のEメールアドレスの容量は 5MB までであり、送付資料の容量が 5MB 超える場合は、大容量ファイルシステム等を利用すること。

8.選定に関する事項

(1)評価基準

評価は、下記観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ア 業務目的および業務内容の理解度【5点】
- イ 業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢【5点】
- ウ 企画提案内容 構成力、アクセシビリティ配慮、デザイン【55点】
- エ 類似業務実績の豊富さ【5点】
- オ 地元企業(神戸市内に本店を有する場合)【10点】(支店等が神戸市内にある場合5点)
- カ 費用積算根拠の妥当性【20点】

評価項目	評価内容	配点
ア 業務目的および業務内容の理解度	業務の目的、媒体の対象者や制作意図を総合的に理解したうえで、効果的な提案となっているか	5
イ 業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢	1. 3か年にわたる事業執行(支援)体制が整っており、業務遂行に資する経験を有する人員が配置され、本市との連絡体制の整備や、要望に柔軟かつ迅速な対応が望めるか 2. 「神戸市の介護保険のあらまし」3ケ年発行および「介護保険のあらまし点字版」について、事業終結までの業務スケジュールが具体的に示されているか。	5
ウ 企画提案内容(構成力)	高齢者が必要な情報を探しやすく、制度の理解が進むようなページ構成や工夫がみられるか	22
ウ 企画提案内容(アクセシビリティ配慮)	高齢者が見やすい文字情報、色への配慮、情報をわかりやすく伝える工夫がされているか	18
ウ 企画提案内容(デザイン)	市民にとって親しみやすさ、安心感のあるデザインであるとともに、新鮮さを感じることができるか	15
エ類似業務実績	類似業務実績	5
オ地域経済の活性化	地元企業、準地元企業に対する加点	10
カ業務費	費用積算根拠の妥当性(見積書)	20
合計		100

(2)選定方法

ア 本企画提案の評価については、「2027(令和9)年度～2029(令和 11)年度神戸市の介護保険のあらまし委託選定委員会」(以下「選定委員会」という)が行い、最も評価点が高かった提案者を受託候補者として選定する。

ただし、項目ウの合計点が5割未満の場合は、受託候補者として選定しない。また、企画提案事業者が1者のみの場合も同様の扱いとする。

イ 参加意向を表明する事業者が5者を超える場合には、プレゼンテーション審査に先立ち事務局による書類審査を行い、書類審査結果の上位5者に対してのみプレゼンテーション審査を実施する。

ウ 同点の事業者が複数あった場合は、次の項目の順により最終決定を行う。

- ①評価項目のうち、項目ウ(企画提案)の合計点数がより高い方
- ②前号が同点の場合は、項目ウにおいて、構成力の得点が高い方
- ③前号が同点の場合は、項目ウにおいて、アクセシビリティの得点が高い
- ④前号が同点の場合は、くじ引きにより決定する。

【プレゼンテーション審査について】

- ①日時:2026年11月2日(月)13:30～16:30(予定)

※実施日時は現時点の予定であり、正式に日時については改めて通知する。

- ②方法:ZOOM 会議により1社ずつ順にプレゼンテーションを実施、その後、選定委員から質疑を行う。

- ③内容:企画提案書等によるプレゼンテーション(15分程度)・質疑応答(10分以内)

- ④説明者:本業務に携わる者(責任者及びこれに準ずる者)が行うこと。説明者・参加者は3名までとし、参加者が説明補足をするを可とする。

- ⑤オンラインの接続方法や所要時間等の詳細は、市より対象者に別途連絡する。

【書類審査について】

・提案事業者が5者を超える場合のみ、委託事業者選定委員会(プレゼンテーション審査)に先立ち、事務局による書類審査を実施し、上記ウ以外の内容について審査を行う。

・書類審査結果は応募書類の提出者全員に電子メールにて通知する。

(3)失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

カ 見積書の金額が事業規模(契約上限額)を超過すること

(4)選定結果の通知及び公表

・採用可否は決定後速やかに全ての参加者に電子メールにて通知するが、評価結果、審査の内容につ

いては通知しない。また、本市ホームページには、選定した事業者名と総得点を掲示する。
・選定された事業者の辞退又は協議不調のときは、プレゼンテーション審査に参加した者の中で次点の事業者と契約締結の協議を行う。

9. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。
(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- ウ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合には、受託候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、情報公開の対象となる。
- エ すべての企画提案書は返却しない。
- オ 提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本募集は2027(令和9)年度神戸市特別会計予算が成立することを条件とする。

(2) 問い合わせ先および書類の提出先

神戸市福祉局介護保険課 担当:前田、戸江(電話番号 078-322-6228)

Eメール:kaigo_kanri@city.kobe.lg.jp